

第10期中野区健康福祉審議会 障害部会（第5回）

開催日 令和5年9月7日（木）午後7：00～21：00

開催場所 中野区役所 第8会議室（7階）

出席者

1. 障害部会委員

出席者 小澤 温、伊藤 かおり、中村 敏彦、上西 陽子、北垣 倫子
波多江 貴代美

欠席者 松田 和也、田村 三太

2. 事務局

健康福祉部 障害福祉課長 辻本 将紀

健康福祉部 障害福祉サービス担当課長 大場 大輔

【議 事】

○小澤部会長

そうしましたら、定刻になりましたので始めていきたいと思います。

本日は、第5回障害部会ということで、実は本日の審議以降、最後に案内はあると思うのですが、次が全体会ということになりますので、本日、特に部会の報告書（案）というのがございますので、そこを中心にいろいろご意見をいただいて、9月26日の全体会にその報告書の案、今日の段階の案から、もう少し修正したり、あるいは加筆されたものになると思うのですが、その案の説明というふうな全体像で行われると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず初めに、欠席委員の確認、資料の確認ということでございます。これは事務局でよろしいでしょうか。

○辻本障害福祉課長

本日はお忙しい中ご出席を賜りましてありがとうございます。障害福祉課長の辻本よりご案内をさせていただきます。

本日の会議につきましては、委員8名のうち半数以上の出席が得られておりますので、会議は成立してございます。本日は田村委員から欠席の連絡をいただいております。

続きまして、本日の資料の確認でございます。

まず事前に郵送いたしました資料につきましては、今回、次第の裏面にその一式を記載してございます。ご確認をいただければと思います。

以上が本日の資料ということでございます。不足していらっしゃる方はいらっしゃいますでしょうか。

ありがとうございます。

○小澤部会長

よろしいでしょうか。

そうしましたら本日の議題ですけれども、議題が2点ほどあります。

1番目は、「報告事項」という扱いをさせていただきたいのですが、これは障害福祉計画も含め、中野区の自立支援協議会のほうからご意見をいただいております、そちらのほうは資料1ということでございます。

これに関しましては事務局からの説明、そして会長が中村委員でございますので、中村委員からの補足を含め、若干の質疑と意見交換の時間をとらせていただくという形になるかと思えます。

先に進め方だけ触れますけれど、本日、先ほど言いましたように全体会に提案をしていくという意味で、部会報告書案というのが2番目「審議事項」でございますので、こちらのほうに関しましては資料2でかなり量がありますので、これに関しては中身を幾つか整理して、それに沿って審議を進めさせていただく形になるかと思えますので、2番目の議題に関してはちょっと時間をとらせていただく形になるかと思えますので、よろしくお願ひします。

そうしましたら、最初の議題の1番に入りたいと思ひます。

これも最初は事務局の方のご説明よろしくお願ひしたいと思ひます。

○辻本障害福祉課長

それでは、「障害福祉計画等に対する中野区障害者自立支援協議会の意見について」ということで、資料1をご覧いただきたいと存じます。

本件につきましては、自立支援協議会におきまして7月10日から31日まで、委員の皆様から意見を集めまとめたものでございます。

なお通常でございますと、自立支援協議会全体会におきまして意見交換をした上で部会に提出というところでございますけれども、今年度につきましては、日程において次の全体会が9月20日に予定されているということで、障害部会には間に合わなかった事情がございます。メールによる内容確認を行ったものということで提出いただいております。

今後は20日の自立支援協議会全体会で意見の提出につきまして報告する予定であり、新たな修正などが必要という話が出た場合につきましては、その内容を反映し修正した内容で、また提出をさせていただくというふうに聞いているところでございます。

それでは、資料をご覧いただきたいと存じます。

まず1の「計画全体に対する意見」ということで、何点かいただいております。

まずは基本的な考え方ということで、「人権モデル」に基づいたインクルーシブな環境づくりにシフトしていくこと。さらには、支援の柱は量から質へ変化が求められているといったご意見でございます。

また、様々な法改正に伴い新たな目標設定が必要であること。新たな目標設定につきましては、その根拠や達成する具体的な方法等についても、計画の文書に加えることで理解しやすくなるのではないかとご意見をいただきました。

また、大切なことは、やはり社会全体で障害を理解するための社会環境の変化が求められていること。そういったことを知ってもらうことが大切ではないかといったようなご意見をいただきました。

2の「障害者の権利擁護に関する意見」でございます。

2ページをお開きいただきたいと存じますが、障害者の方への理解度等がまだ進んでいない実態があるということで、「人権モデル」への新たな取組について、基本的な考え方を加えるべきではないかといったご意見でございます。また、障害のある人への理解を促進する取組が必要といったご意見をいただきました。

次に3は「就労支援に関する意見」でございます。

まず、企業等への雇用促進ということでは望ましいというところではある一方で、福祉的就労の役割が終わったわけではないということで、所得補償などの充実も具体化しなければならないといったご意見でございます。より多くの支援を必要としている人たちに対する施策として、重層的支援体制事業を今後支援に入れる必要があるのではない

かといったご意見でございました。

また、視覚障害のある方が三療業に携わるということが大切ということで、そういったところのサポートも必要ではないかといったご意見でございます。

4は「地域生活の継続や入所施設等からの地域移行促進」に関するご意見でございます。

まず1点目は、入所施設や精神科病院から地域移行・定着支援につきまして、どこがどうやって具体的に行うのか。そういったものを示す必要があるのではないかと。また、地域移行を進める際は、入所施設や精神科病院の新たな役割を示すことも必要であるといったご意見をいただきました。

また3ページでございますが、ピアサポーターを地域包括ケアシステムの構築に生かしていくとともに、ピアサポーターの養成についても計画に盛り込み進める必要があるのではないかと。また行政窓口におけるピアサポーターの配置も必要ではないかといったご意見でございます。

(3)は、地域生活支援拠点の緊急一時・宿泊体験の目標値を計画に入れること。

(4)は江古田三丁目のグループホームの整備につきましては、当事者の声を取り入れる必要があること。さらにグループホームの整備に取り組んでいくことが必要である。

また(5)では、重度障害の方へのショートステイが少ないのではないかと。また日中一時支援事業につきましても、短期入所以外の既存施設を使用することも検討するべきではないかといったご意見でございました。

(6)は福祉人材の確保。また訪問系サービスの需要の増加に対応した取組。

(7)では、視覚障害のある方向けのグループホームの整備。さらには、視覚障害のある方への生活支援に特化した訓練士やヘルパーの育成も必要ではないかといったご意見でございます。

(8)は、障害のある方が子育てを行う場合の支援の必要性についてご意見がありました。

3ページが一番下は「障害児支援に対するご意見」でございます。

4ページをご覧くださいますと、成長途中の小学・中学・高等部における教育につきましては、より質の高い教育を実施できるよう、福祉分野、教育分野、雇用分野といったところの連携・協働、そういった取組が必要ではないかといったご意見でございます。

(2)では、就労している保護者が増えてきている現状に対応するために、在宅レスパイト制度や保育所等訪問支援の拡大が必要ではないかのご意見。

最後に(3)では、医療的ケアの必要な児童の通学に対しても、在宅レスパイト制度の拡大利用が必要ではないかといったご意見がございました。

雑駁でございますが、以上でございます。

○小澤部会長

ありがとうございました。

そうしましたら、会長であります中村委員のほうから補足等ありましたらよろしくお願ひします。

○中村委員

ありがとうございます。

自立支援協議会では、意見をこの障害福祉計画に反映させようという目的で、全体会に諮って意見を出していただいたのですけれども、先ほどご説明があったとおり、出た意見に対する全体会での協議というのは一切行われておりませんので、基本的には私も事前に目を通しているのですが、出していただいた意見に対しては、特別注文をつけず

にそのまま採用させていただいているという状況ですので、読んでみていただくとよく分かるのですけれども、総論的な書き方と、かなり具体的な各論に触れた書き方が混在していて、ちょっと分かりにくいのかなという思いがあります。

それで、ちょっと漏れるところで、1つだけ補足をします。

4ページの(2)のところなのですが、レスパイトの話が先ほどありましたけれども、放課後等デイサービスの事業者。これは数字が具体的に示されているのですけれども、少ないと。事業所が追いついていないということが実態としてあるのですけれども、一方で学童クラブが結構あるのですよね、公設民営含めて41カ所ある。ここで提案しているのは、いわゆる社会資源の有効活用。放課後等デイサービスの数を増やすだけでなく、検討していく。通常学級とか通級の重要性も問われていく中でありますので、学童クラブ等の他の社会資源を有効活用するというような柔軟な対応はできないかというふうに今、意見を出させていただいているという内容です。

障害分野の福祉計画を作る上で、重要なのはやはりインクルーシブ、インクルージョンというのがキーワードになっていくのだろうと思うのですね。地域包括ケアシステムということも、中野区では非常に充実した取組が行われていますので、障害分野から社会を見たときに、どんなふうに変えていくべきかというようなことを含めて、人権モデルに沿った書き方をさせていただければというふうに思ったところです。

以上です。

○小澤部会長

ありがとうございました。

自立支援議会の役割で、計画に関して意見を表明するというのでしょうか、意見を出すということは役割として非常に大事なことでございますので、これに関して意見ということで出したものになっているということです。

今ご説明がありましたとおり、この総論部分は障害者権利条約のことと、それから多分、総括所見の話も含め、かなり意識されているところが総論部分で記載されていまして、あとは、現在の法改正の動きも記載されております。まだ十分動きがはっきりしていないものも含め、いずれにしてもこのような法改正が現在行われているというところに触れた上で、あと、各論は本当に具体的な課題が、具体的に提案として出されているということでございますので、これに関しましては、一応報告事項という扱いをさせていただいたのは、本来でしたらこの意見を踏まえて、障害福祉計画の策定をきっちりやっていくというのが本来の手順でしょうけれど、障害福祉計画策定の時間的な制限などがありまして、十分、出された意見に対応するのは難しいことも多々あるかと思うのですが、取りあえずせっかくの機会ですので、こういった意見に関して、こちらの障害部会として、何か意見、あるいはコメント、あるいは場合には質問があってもいいのではないかと思いますけれど、ありましたら出していただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

私のほうから1点。この江古田三丁目の重度障害者グループホーム整備に向けてというのは、整備はまだされていないということなのですかね。説明会やヒアリングという。そういう理解でよろしいでしょうか。

○大場障害福祉サービス担当課長

まず、これまで平成28年度から整備計画のほうを立てて事業者のほうを公募していたのですが、不調になっているという状況がございまして、昨年度、区がその施設を建てるというスキームに変えまして、そこを事業者が運営をしていくという形で進めて、今年度基本計画のほうを進めるという形になって現在進んでいるという状況にな

っております。

その際に、区や事業者だけの意見でなく、当事者の方のご意見、ご要望を聞きながら、できることできないことはありますが、そこを踏まえた上で計画を進めていっている状況でございます。

○小澤部会長

ありがとうございます。

私も中野区に関わって長いですが、随分昔に江古田の話があったので、もうとつくのとうに終わっている話かと思ったのですけれど、これから改めて整備を、今進めている最中であると。かなりいろいろ課題が多かったのではないかと推測はされますけれど、いずれにしてもこの問題は、今後重度の方がグループホームで生活されるのかという話と、それからあと、この意見の中にも出ていますけれど、いわゆる一人暮らしを支えるグループホームのあり方というのと、ちょうど話が2つ、関係がありまして、そういう流れで考えていくと、重度の方をグループホームでいかにというのは、非常に重要な施策だと思いました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

インクルーシブな話を前提としている意見書ですので、その意味ではぜひ具体的な施策の中で反映できたらいいなと思うようなご意見も多々ありましたので、そのあたり本当に人権モデルに踏み込んで整備をしていくべきであるというご提案ですので。これも本当はこの障害部会のほうでも、今回の計画のある種の総論として踏まえて計画策定ができればいいのかなと思っている次第です。

よろしいでしょうか。

自立支援協議会からのご提案というかご意見ですので、これを意識しながら具体的な計画の中に反映させていく。そういう流れでいきたいというふうに思っておりますが。

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

そうしましたら、本日、2番目の議題が中心的な議題になります。「審議事項」になります。

「障害部会報告書（案）」ということで、これに関しましては進め方を簡単に最初に申し上げますと、この資料2-1、冒頭は事務局のほうから概略説明があるかと思いません。その後、ご意見を、既にこれまでの部会の中では分野ごとにご意見をいただいているのですけれど、改めて、特にこの報告書でいいますと、第2章「障害者施策」というところに4つの柱が立っておりまして、時間が限られていますので、それぞれ10分程度で意見をいただきたいと思えます。その後第3章がありまして、これは障害児施策全般に関わる話で、これは柱立てが3つあるのですけれど、これは、かなり量はあるのですけれど、障害児施策ということでひとまとめにしてまた意見をいただきたいということで、2章と3章合わせて合計5つほど、内容を区切りながらご意見をいただくということにしたいと思っております。

あともう1点は、実は次の全体会の日程が差し迫っております、もし本日、十分な意見が出なかった場合は、今週末まで、つまり明日までに事務局にご意見を出していただけたらありがたいということです。全体会の日程が26日で非常に差し迫っていますので、そのような事情を勘案していただけたらありがたいと思いました。

そうしましたら、まずは全体の説明ということで、事務局の方、よろしく願います。

○辻本障害福祉課長

では、資料のご説明を簡単にさせていただきたいと思います。

資料 2-1 をご覧いただきたいと思います。

本資料につきましては、まずは 1 ページをご覧いただければ、まず「はじめに」というところで、この 2 ページからは第 1 章ということでございます。

これまでの障害者施策でありますとか障害児施策の変遷あるいは次期の障害者計画、第 7 期の障害福祉計画及び第 3 期の障害児福祉計画における国の基本指針等を記載しているところでございます。今後の計画策定におけるポイントを確認していただければと存じます。また併せまして当部会の審議内容を 5 ページに記載をしているところでございます。後ほどご確認をいただければと存じます。

次に、6 ページから第 2 章、さらには第 3 章ということで、これまでの審議を振り返りまして、今後計画に盛り込む必要がある事項ということで、案を示しているものでございます。

本日は、先ほど部会長からお話をいただいたところでございますけれども、第 2 章、第 3 章の各項目に沿いまして、その内容確認をしていただければと思います。

なお、今回審議をいたします報告案につきましては、第 2 章、第 3 章及び用語解説の範囲が、9 月 26 日全体会において、障害部会の報告書として資料に掲載される内容となるものでございます。したがって、1 ページから第 1 章及び資料編につきましては、本日の障害部会の資料のみの記載ということでございますので、ご承知おきをいただければと存じます。

また、本日の審議の結果、第 2 章、第 3 章の記載に修正が生じた場合には、その内容を反映した上で全体会資料とさせていただくということで、ご了解をいただきたいと存じます。

それでは、恐れ入りますがそれぞれの項目に沿いましてご意見を賜りたくよろしくお願いいたします。

○小澤部会長

もう 1 つ、資料 2-2 というのがございまして、実は概要というのがあります。今度の全体会では、多分内容的にはこの概要に近い中身。1 つ 1 つ詳細な説明というのは、多分時間的に全体会では難しいと思いますので、こういう概要なども参考にさせていただいた上で、先ほど言いましたように領域別にご意見を確認したり、いただいたりということをお願いいたします。

最初は 2 章の 1 番です。「障害者の権利擁護」ということで、部会ではもちろん権利擁護ということで議論はいただいているのですが、それを十分反映させている中身なのかどうかという確認になります。ページで言いますと 6 ページから 8 ページがその内容です。

具体的な項目としては、差別解消。まさにこれは差別解消法に関連する事項なので、それから虐待防止。これは背景で言いますと虐待防止法に関連する事項。そして(3)は成年後見制度。これは成年後見制度利用促進法に関係する事項ということでございます。

私のほうから 1 点だけ、この(3)の成年後見制度というところなのですが、これは他の部会にも重複記載されるものなのか、あるいは障害部会固有なのか。それだけが、僕は確認したかったですけれども。成年後見制度は非常に幅広いですよ。ほぼ全部に関わることです。

○辻本障害福祉課長

部会長ご指摘のとおりでございまして、これは法令にも関わるということで、中野区

におきましては、中野区成年後見制度利用促進計画を併せて策定するという事で、地域福祉・成年後見部会で審議してございまして、そういう意味では、障害だけではなくて、ほかの計画にも及ぶものでございます。

○小澤部会長

それで8ページの記載事項を見ると、言うならば障害部会として、固有の課題をあえて記載しているというふうに解釈するのですが、それでよろしいでしょうか。要するに知的障害者がとかといろいろ出てきていますよね。これは多分、他の部会ではあまり議論するところではないので。そういう意味では、そういう観点でこういう記載が入っていますという理解でよろしいですか。

○辻本障害福祉課長

ご指摘のとおりです。

○小澤部会長

ということでございます。私のほうで冒頭確認事項ということで、(3)が障害固有の制度設計ではありませんので、改めて。ただ内容的には、この中身は障害との関係性が非常に深い話を取り上げているということでございますので、そのあたりも含め、幅広くご意見をいただけたらと思います。

いかがでしょうか。多分、1つ10分かプラスアルファ程度と言われているのですが、今日は比較的スムーズに進んでいますので、時間がありますので。

どうぞ中村委員。

○中村委員

私の理解が正しくないのかもしれないのですがけれども、報告書の性格なのですから、全体会に諮る、提案するという内容だろうと思うのですね。必要性を訴えるということよりは、障害部会ではこんなことをやっていきますよというような性格ではないかというふうに私は思っているのですね。では、その必要性を訴えたときに、誰がどんなふうに計画に盛り込むのかと言ったら、やはり全体会であっても障害部会だろうと思うのですよ。

ですので、文章の表現で、ちょっと気になっているのですね。例えば6ページの一番最初の3行目のところなのですから、「多岐にわたる施策が必要である」という表現なのですが、これは必要性のある部分については文章の中で触れていっていいと思うのですけれども、最終的には最後の末尾の部分では、「多岐にわたる施策を実施する」とか、具体的な書き方を、どうするのかという書き方のほうがいいのではないかな。読んでいてすごく違和感を感じたものですから。

ほかにも全部そうです。例えば(1)の①の上のところですね。「啓発活動に一層取り組む必要がある」。必要性は分かるのですけれども、「取り組む」で結んでもいいのではないかなというふうに思うのですよ。それはちょっと検討していただければというふうに思います。ほかの部分も「必要である」というふうに終わって、つながる部分はそれでいいと思うのですけれども、最後の締め部分は、そういうまとめ方のほうがふさわしい表現ではないのかなと思いました。

それから、先ほどの成年後見制度の部分なのですから、障害部会とは別に権利擁護と成年後見部会という部会が専門であるわけですよね。ですので、先ほど小澤部会長がおっしゃったように、障害分野に特化した書き方になっていると思うのですが、②の「成年後見人の利用促進」の部分で、下から2行目のところなのですが、「躊躇なく利用

につなげられるように、助成制度等の周知を進める」と。いわゆる助成制度の周知を進めると同時に、やはり成年後見制度そのものの、利用促進に当たっては、制度の仕組みそのものを「障害のある人たちに対しては丁寧に説明する必要がある」ということと併せて「助成制度の周知を進める」というふうに加えていただけないかなと思いました。それから。ずっと続けてしまっていていいですか。

○小澤部会長

一応、1番のところ、まず。よろしいでしょうか。2番以降はまたその都度、今と同じようにやりますので。

そうしましたら、今ご意見が出ましたが、これはどうですかね。この表現をどういった、要するにこの報告書の性格をどう考えるかに関係しているというご指摘だと思いますけれど。

○中村委員

ほかの部会とかね。バランスもあるとは思うのですけれども。

○小澤部会長

では、事務局よろしくお願いします。

○辻本障害福祉課長

この報告書については、これは過去においてもこういった形で出させていただいております。と申しますのは、部会が区から諮問を受けて、こうすべきであるということに答申するような形になっておりまして、表現的にはこのような形とさせていただいているところです。

○小澤部会長

区長から諮問があるので、その区長諮問に対して対応するときに、このような「必要がある」「べきである」とか、そういう。

○中村委員

結局、部会として区に対してこういう必要性を訴えるということですね。

○辻本障害福祉課長

ご指摘のとおりです。

○中村委員

区が判断をして。でも実施するときには返ってくる話ですよ。そういう理解でよろしいでしょうか。

○辻本障害福祉課長

それはおっしゃるとおりです。少し説明が不足していたのですけれども。

○小澤部会長

分かりました。

○辻本障害福祉課長

障害者計画、第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画に盛り込むべき基本的な考え方。それを部会でご議論いただいて、部会としてこういうことが必要であるということとで答申をいただく。「必要である」という文言については、過去もそういった表現にさせていただいているところでございまして、そのようにご理解をいただければと存じます。

その後、計画として策定された場合におきましては、自立支援協議会をはじめ当事者の皆様と一緒に取り組んでいくということをご指摘のとおりだというふうに考えております。

○小澤部会長

ありがとうございました。

私のイメージだと多分、厚生労働省の社会保障審議会障害者部会報告書のイメージに近いですね。要するにあそこは「何々べきである」というのが山のように。それを受けて厚生労働省及び厚生労働大臣が法改正になるというストーリーに一応つくってあるのですよね。ただ「べきである」だけなのですよね。何となくそれに近いデザインなのかなと。そうすると、区長に対して「こうあるべきである」と。こういうようなイメージで捉えていただくといいのかなと。

ありがとうございました。その他質問事項ありましたらよろしくお願いします。

○辻本障害福祉課長

只今、中村委員からご指摘いただいた成年後見制度についての障害者の皆様、区民の皆様への周知ということにつきましては、非常に大事なことだと認識してございますので、不足しているところ、表現につきましては検討させていただきたいと思っております。

○中村委員

「制度の仕組み」というふうに私は先ほど発言したのですけれども、できれば任意後見とか法定後見、それから法定後見の中の補助・保佐・後見というような、少し踏み込んだ書き方をしていただくと理解しやすいのかなというふうに思います。

○小澤部会長

よろしいですか。

○辻本障害福祉課長

それも含めて検討させていただきたいと思っております。

○小澤部会長

ありがとうございました。

そうしましたら、その他この1番に関するところで何かご意見、ご質問ありますでしょうか。今のように表現の問題も、大変大事なところですので、ありましたらお伺いしたいと思いますけれども、よろしいですか。

この後進んでいってもまたもう一遍、必要に応じて立ち戻って意見が出ても、それは構いませんので。一応権利擁護というところに関しましては、これまでの部会で審議してきたものを反映させるということで、このような形で、おおよそ3つの法律がベストだったところを議論した上で反映させているということでございます。表現に関しては、先ほどの話にあるようなことでございますので、「必要がある」という件は一応、この後

もそのような方式を踏襲させていただきたいということです。

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

そうしましたら、次は2番目でございます。2番目はちょっと量がある程度ありまして、9ページから12ページにかけてです。「地域生活の継続の支援」というテーマで、内容的には、1つは在宅の重度障害者の支援の問題とか、あるいは障害の方々のニーズの多様性。柱立ての中には相談支援体制も当然入っています。それから福祉人材の確保及び育成。そして(4)は地域共生社会の実現ということで、地域包括ケアとかその他相談体制、包括的な相談体制というようなことが記載されているところでございまして、これはこれまでの部会でもかなり議論が出たところですので、それを踏まえてこのような形で整理したということです。

これに関しましても先ほどと同様にご意見、あるいは表現、あるいは内容的なところ、ご質問も結構ですけれど、あればお伺いしたいと思います。

いかがでしょうか。

先ほどの2番目のところを。どうぞご指摘していただけたらと思います。

○中村委員

私だけが発言していて申し訳ないなと思うのだけれど、幾つかあります。

まず1つは、11ページの(4)「地域共生社会の実現に向けた取組の推進」。冒頭で地域包括ケア総合アクションプランということに触れてあって、いわゆる地域包括ケアシステムがちゃんと構築されていますよということを示しているわけですね。その後ずっと続いていくのですけれども、やはり最後のまとめのところなのですが、「複数の機関による対応が必要になっている」ということに加えて、もう少し踏み込んで、「複数の機関による対応が求められているので、中野区地域包括ケア推進会議」という組織そのものがありますので、「等とも連携して取り組んでいく」、「取り組む必要がある」というようなまとめ方もいいのかなというふうに思いました。

それからちょっと上に戻るのですけれども、これは可能性がある話かどうか分からないのですが、この場でも私、発言したと思うのですけれども、「福祉人材の確保」のところ、中野区には国際交流協会というところがあって、かなり言語も含めて様々な取組をされていると思うのです。「国際交流協会と連携し、海外からの人材確保」の可能性も検討する必要があるのではないかとということ、可能性がなければ書けないと思うのですけれども、もしそういう協力関係を、将来見込んだときに必要ではないかなというふうに思いました。

以上です。

○小澤部会長

ありがとうございました。

ご意見で、このような書きぶりをというのが入っていたと思うのですけれども、事務局のほうはいかがでしょう。

○辻本障害福祉課長

1点目の地域包括ケア総合アクションプランは、ほかの部が所管しておりまして、我々も関係しているところではあるのですけれども、非常に区としても力を入れて取り組んでいるところでございまして、表現につきましては、今ご提案いただきました内容について検討させていただきたいと存じます。

それと、福祉人材の確保に関しまして、国際交流協会という提案をいただいたのですけれども、どのように表現できるのか、国際交流協会という名前をそのまま出すのかど

うかも含めて検討させていただきたいと存じます。ただ方向性としまして、外国人労働者の方も増えているというふうには認識してございまして、その辺を含めて検討させていただければと思っております。

○小澤部会長

ありがとうございました。

私のほうも今の話で確認したかったのが、その中野区地域包括ケア総合アクションプランという話なのです。これは多分、次の9月26日の全体会にこの話を出すとしたら、他の計画も同じように整合性がとれるような形で記載されているのかどうかというあたりが。障害固有の分野の制度設計だと、あまりそこは意識しなくてもある種の固有性で記載ができるのですが、このあたりの話というのは、きっとほかの計画にもかなり色濃く関係しているのですよね。そこをうまく最終調整した上で、この表記という理解でよろしいでしょうか。

これは多分、私が最後発表すると質問が出たりするのですよね。そうすると、他の部会からどういうことかと言われたときに、回答ができなかったりすると大変申し訳ないので。もちろん事務局のほうで回答していただく形になるかもしれませんが。こういうところの中身を。その上で障害の固有性はこういうところですかみたいなのが、さっきの成年後見と同じなのですけれど、あるといいのかなと思って聞いていました。

どうぞ中村委員。

○中村委員

感じていることで大変恐縮なのですけれども、実は先日なかのZEROホールで、地域包括ケアシンポジウムが開催されたのですよね。自立支援協議会の全体会の委員にもこういうシンポジウムが開催されるよということで案内があって、共有しながら参加したのですけれども、障害分野に限らず、高齢・児童を含めて、生活に生きづらさを抱えている人たちをどうやって地域で支えていこうかというシンポジウムで、非常に内容が濃いのですよね。残念ながら障害分野の関わりが少し薄いなど。去年もそうだったのですけれども今年も感じました。ですので、例えば事例発表のようところに障害分野から1チーム出るとか、そういうことで関わりを持っていくって、とても大事だろうなというふうに思ったのですよね。ですので、あえて今回ここでそういう会議とも一緒に連携できないかなということで、付け加えさせていただきました。

○小澤部会長

ということですが、何か事務局のほうありますか。

○辻本障害福祉課長

私が先ほど説明が不足していた部分があったのですけれども、地域包括ケア体制ということで、それを推進していくのがこのプランということなのですけれども、いわゆるキャッチフレーズというのでしょうか、「誰一人取り残されることなく、支援が必要な全ての人を対象とした地域包括ケア体制を推進していくためのプランである」というふうに表明している、掲げているところでございます。

当然のことながら、障害をお持ちの方も対象となるということでございまして、そういう意味では障害児計画、障害福祉計画とも密接に関わるもので連携が必要な計画であるということでございます。そういう意味では整合性を当然図っていかなければいけないということで、表現につきましても十分確認しながら記載していきたいというふうに思っております。

○小澤部会長

多分こういう様々な、先ほどの中村委員が参加されたようなシンポジウムの中身などは、最近いろいろな地域で似たようなことがあって、ひきこもりの話とか8050とか生活困窮とか、もうほとんどそんなような話だらけで、そうなってくると、私が気にしたのは、この諮問事項に地域福祉計画の策定も入っているのですよね。普通ですと、その話と相当かぶるのだろうなというふうに思われましたので。もちろんかぶってもしいのですけれど、やはり障害というところを取り上げる、その固有性とか意味というのは、やはりそれなりに訴える必要もあるのかなと。そのあたりが最終的な調整が必要ではないかと思いました。これは僕の意見なのですけれど。

ありがとうございました。

○大場障害福祉サービス担当課長

補足のほうさせていただきます。中野区では当初、地域包括ケアプランということで高齢者を中心にというところからスタートしているのですけれども、このアクションプランの中で、子どもも障害者も全ての人にというところまで今、中村委員から話があったように、シンポジウムの中で、やはり障害というところが見えにくい部分があって、またそういうところをきちんと伝えていきながら関係性を深めていこうということと、会議自体も地域包括ケア推進会議の下に、より地域でケア会議とかをやっていて、その中においても、大きな多問題があって、いわゆるご家族の中に問題を抱える親がいて、その子どもに障害があるとか。親が何か病気とかになったときに、障害の子をどうするか。そういった問題などもいろいろ話をされていますので、そういったところも含めて、地域包括ケア推進会議等を含めて、やはりそういう障害というところも着目して進めていただきたいというふうな表現がいいかと考えております。

○小澤部会長

ありがとうございました。

いろいろとこの部分は難しいということだと思っております。今回こういう形で記載事項に入っていますので、最終的には多分全体会で他の部会の報告している内容とどういうふうに重なっている状況とか、あるいは重なりから見て、その領域の固有性をどう見るかというのは、いろいろな議論がまだ残るとは思うのですけれど、この中身で、今いろいろご意見出ましたので、この「地域共生社会の実現に向けた取組の推進」というところは、いろいろ検討していただきたいということでもよろしいでしょうか。

あと、国際的な話も、どこまで書けるかどうかは別としても、何らかの形でやはり中野区の取組として位置づけられると、それなりに魅力的な中身になるかなと思って聞いておりました。

事務局何かありますか。

○辻本障害福祉課長

説明が不足している部分がまたございましたので補足させていただきます。先ほど部会長から、地域福祉・成年後見部会があって議論もされているというご指摘をいただきました。実際我々は先日、8月24日に開かれました地域福祉・成年後見部会に出席をいたしまして、地域共生社会の実現に向けた区の取組ということで、障害の関係の内容を報告させていただいたところです。

その報告内容は、この障害部会で報告した資料をもとに報告しておりまして、そういう意味では、障害については地域福祉・成年後見部会においても取り上げられて、議論

はされているということでございまして、広く障害についてもこの審議会において議論をされているというふうにご理解をいただければと存じます。

○小澤部会長

ありがとうございました。

基本的にはそれぞれの部会の中で取り組んでいる中身を、全体会ですので、最終的にはすり合わせが必要になってくる可能性もあると思います。また全体会には各委員の皆様も参加できますので、当然そこで他の部会に対してもいろいろな角度でご意見をいただくと、そういう機会だと思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

どうぞ上西委員。

○上西委員

先ほど一番最初の施策のところ、この答申が提言という意味で「必要がある」という形で、大きいところで抱えているというご説明があったのです。私もこれを読ませていただいでいて、例えば10ページのところの「相談支援体制の充実・強化」のところ「専門相談の推進」になってくると、発達障害、高次脳「つむぎ」において実施しているとか、すこやか専門医師によるという、かなりピンポイントのような。専門相談って、その2つだけではなく、たくさんの専門相談のものがあるのですけれども、結構ここはピンポイントのことが書かれているなというイメージ。

それから「福祉人材の確保」のところ、中野区の社会福祉協議会が主催した合同就職セミナー。私の法人もこちらに参加させていただいて本当に助かっているのですけれども、非常にピンポイントなことが書かれている部分があるものですから、特に相談のところというのは、今非常にいろいろな形の相談があったりしているのですけれども、複雑になったりしているのですけれども、何か全体を通して読ませていただくとばらつきと申しますか。先ほどの自立支援協議会の全体的なもの非常に広域性の高い部分書かれていると中村委員長のほうも教えてくださったのですけれども、自立支援協議会に出てきている答申というのは本当に現場で活動している方、それから当事者の方がいらっしゃるのです、全体的に個別性が出るものは当然のことだと思ひますけれども、この障害福祉計画の中でピンポイントのものを、具体的に「こうしているからこう解決している」というものを入れるのなら、もう少しいろいろなものが入ってもいいと思ひながら、どう表現したらいいのかわからないのですけれども、特に「相談支援体制の充実・強化」については、様々な形の相談を法人でも引き受けておりますし、私自身も障害を持った子どもの親であるというところで、非常に今、いろいろなものがあるのだけれども、複雑になっている。その専門性は、どういうことなのだろうというふうにも思ひますし、福祉人材のところも必要なのですけれども、もっと踏み込んだものが必要だと思ひているのです。だから、書き方の統一性みたいなものは、いかがなものかなというふうに思ひております。

あと、12ページの「地域ケアの推進」のところ、地域ケア会議というのは、私も中部すこやかのところ出させていただいでいます。大変切実な問題であるとか、障害がある人の家族でも、なくてもこんなにたくさん社会問題があるのだなという勉強にもなるのですけれども、やはりそこで障害を持った方たちの生活の話題は出にくいです。引きこもりがあったり、いろいろな問題の中で、もしかしたらこの方は障害があるのではないかというような、そういうふうになったところで障害ということが初めて分かって、なかなか障害を持っているご家族のほうの目線からということをして社会に分かっていただくには、地域ケア会議でもなかなか難しいのだなというイメージを持っております。これは本当に希望でしかないのですけれども、各地域ケア会議でぜひ、先ほど部会長がお

っしゃったみたいに、家族の中でも複雑なこととか、社会の支援が必要なことというのを、メンバーによっては地区町会長さん、かなり有識者の方もいらっしゃいますので、ぜひ取り上げていただければなど、希望でございます。

○小澤部会長

ということでございますが。報告書でどういうふう書きぶりをということになったときに、結構中身も深いというか、いろいろと要素が入っているなどと思って聞いておまして、私も相談に関しては、この書き方は分かりにくいなどは思うのです。要するに普通に考えると、いわゆる計画相談、委託相談、機関相談で3層構造型なのだから、それをどう考えるかが1つと。それにもう1枚かんでいるのが、この包括的相談支援ですよ。これは重層支援とか、あるいは重層型相談支援とか、国とか厚生労働省とか内閣府が提案してきているものですね。という話と、それから専門相談の話と、いろいろな、錯綜しているところなので、そこを交通整理すると読みやすくなるだろうなど。

ただ、ちょっと今回、時間の関係があつて、そんな交通整理するのは大幅な書き方の変更が必要になってくるので、そのあたりを今のご意見含めて、もうちょっと分かりやすい感じにしたほうが。一応階層型に相談体制がなっていたりとか、あるいは障害の分野にこだわらない包括的な相談支援とか、読んで分かるようにしてあげたほうが分かりやすいとは思っていますね。ここの書きぶりは確かに分かりにくいですよ。専門相談といっても、確かに専門相談、いろいろな専門相談がありますので、その程度で止めておくという考え方も必要だと思いますけれど、細かく言うと、また切りがないのですよね。発達と高次脳とかが出てくるけれど、それだけではないということで、出てきますので。そのあたり、全体的にはシステムとかデザインのところを意識してというのは、1つご意見の中に入っているのだろうなどと思って聞いていました。

○上西委員

私がお伝えしたかったのは、今、小澤部会長がおっしゃったことだなというふうに改めて思っております。ここは整理されないと、現場の方、相談支援体制が混乱しているというのも実際感じております。1層、2層、3層のところの区分け、それから基幹の仕方等について、しっかりというのは失礼な言い方で申し訳ないですが、整理をして体制をつくっていただくことが、本当に一生懸命人材を、派遣されたり研修されたりというのは重々存じ上げているのですけれども、どうもそれぞれの役割で錯綜しているというふうに、相談支援のほうの一部を担っている者として感じておりますので、よろしく願います。

○小澤部会長

何か事務局ありますか。

○辻本障害福祉課長

基本的に、これまでこの部会で出させていただいた資料あるいはいただいたご意見を反映させることで編集をしているところでございます。若干その過程でかえって分かりにくくなってしまったとか、そういうことがあるようでしたら、今いただいた意見を含めて、検討していきたいと思っております。

○小澤部会長

ありがとうございます。

なかなか本当に限られた時間ですので、ここを直すのは容易ではないと思うのですが。

ただ今後、ここの相談のところは、意外とシステムがはっきりはしているのですよね。言われているほど複雑ではなくて、現実には複雑なのですけれど。だから計画をどうつくるかという計画相談部分と、それからもっと幅広い委託という問題をどう生かす。それからさらにそれを全体の地域マネジメントが入ってくる基幹相談。中野区がどうかという話よりも、一般論が一応そうやって出来上がっていて、それで主任とか現任とか初任とかという、研修システムがそういうのにひもづいていたりとか、あとはサービス管理責任者も今後いろいろと要求されているので、研修システムの見直しとか来ていますよね。このあたりの議論は意外と整理されているのです。そんなにめちゃくちゃに混乱しているわけではない。ただ現場に落とし込むと、中野区としてはどういうデザインになりますかという話を。それは現実の問題だし、基幹は区役所にあると書いてあるからそれは仕方ないのだと思うのですけれど、僕としては、基幹というはかなり地域マネジメントとかコーディネーションとか、厚生労働省でも言っていますので、それを区役所のほうでおやりになるとなかなか大変なような気はするのですよ。気はするのだけれど、一応システムとしてはそういう議論になっているので。そういったところをきっちり意識して書けば、読みやすくなるかなど。現時点の読み方だと本当に分かりにくいですね、実は。冒頭「基幹センター」といきなり登場してきたりするので。というところを。これはちょっと時間がかかる話なので、今回は僕、ある程度いいと思うのですけれど。

どうぞ中村委員。

○中村委員

私が自立支援協議会の委員に選任されてからもう10年ぐらいたつのですけれども、冒頭から相談支援事業に関しては、やはり混乱があるのですね。いまだにそれがちゃんと整理できていないというのが中野区の、正直に言うと実態だろうというふうに思います。

小澤部会長がおっしゃるように、構造的にはシステムティックになっているのだけれども、現場ではそれぞれの事業者がどこまで役割を持つのか。ここからここはこっちだよというような話が。逆に利用者にしてみればたらい回しみたいな状況になっていて、非常に現場が混乱しているというのが実態だと思うのですね。もしシステムティックな部分について、3層構造をしっかりと我々が理解して振り分け等ができるのであれば、それは整理できるかなというふうには思うのですよ。ですので、逆に言うと自立支援協議会で先生に1回レクチャーを受けるとか、そういうこともあってもいいのかなというふうに思いました。

以上です。

○小澤部会長

これは、現場は大変だというのはよく分かりますので、報告書は少し整理しながら、今回うまくそこまで整理できるかどうか別としても。ある程度やはり相談支援は交通整理してあげないといけないところだと思いますので、そのあたりはぜひ。今回の報告書がというよりも、むしろ今後に向けて。どのみち国は今、実は報酬改定チームを僕はやっているのですけれど、また来週から報酬改定の本格議論が始まるのですけれど、そこでもやはりもう基幹センターは加算だと。そういう議論を具体的にやっているわけですね。ただ、中野区は区役所に置かれているので、多分その議論とは全く無関係な可能性も出てくるのですけれど、それとは別に基幹センターに求められている役割なんか、国はもうかなり思い切ったものを言うてくることは確実なので、そんなのを意識されたほうが。この報告書がどうのこうの以上に中野区としていいシステムをどうつくるかというのは、専念するというのは1つだと思うのです。

というのが今ご意見いただきながら、中野区、僕は、自立支援協議会は足立区で長い間関わっていた。だから、2つの立場を知っているのですけれども、違う区で。だからその意味で、いろいろ代表して整理していきたいとは思っています。ありがとうございました。

取りあえず、この2番目は尽きないと思うのですが、まだ少し議題が残っていますので、先に進めさせていただきたいと思えます。

3番目です。「入所施設等からの地域生活への移行促進と定着支援」で、これは12ページから14ページということでございます。

こちらに関しても部会で議論をしておりますので、それを反映させた形ということですけれど、これはもう、かねがねの懸案の話がほとんどなので、移行に向けた取組のお話、そして精神科病院、今日松田委員がいらっしゃらないのでなかなか議論が難しいところなのですけれど、いずれにしても精神科病院の課題をどうするかという問題ですね。

(3)が地域生活支援拠点という、この3つの柱立てになっておりますので、これに関しましてもご意見をいただきたいというふうに思っております。このような表現でいいのか、こんな中身でいいのか、それから先ほどの議論で言うと、今回の報告書はやむなしだけれど、もうちょっと長期的にこうやってほしいとか、そういうご意見もいいと思うのですね。よろしくお願ひしたいと思えます。

いかがでしょうか。

中野区という東京の、大都市の真ん中にある状況を考えると、なかなか難しい議論の1つなのですけれど、いずれにしても書きぶりとしてはこのような形で書いておりますということですが。いかがでしょうか。

あと、グループホームのあり方などは逆に、中野区としてはいろいろな検討ができる場所かなという。純粋に入所施設の議論とか精神科病院の議論だとちょっとしにくいのですけれどもね。都道府県の取組がメインですので、そういう意味でちょっと厄介だとは思っていますけれども、グループホームだとか、あと地域生活支援拠点ですね。このあたり、中野区としての色が出せるところということですが。いかがでしょうか。

このあたりはこのような書きぶりでもよろしいでしょうか。また後でお気づきの点があったらいろいろ出していただけたらと思えますので、そうしましたら次の4番。

どうぞ、北垣委員。

○北垣委員

前回のときに、地域移行とかを担う場所として何カ所か、すこやか相談支援事業所も含めてあるけれども、そこが実際動いていなくて、つむぎ1カ所だけでというところも進まない一因ではあるのではないかというお話がありましたけれども、先ほどの相談支援体制にも関わるかもしれないのですが、すこやか相談支援事業所に私もいましたけれども、やはり窓口業務をやっていることが、委託の中でその役割があるというところで、それ以外の本来の相談である事業とかに重点が置かれないというふうな人員配置とか、そういう部分とかというのがあるのではないかというふうに感じています。

受付業務というのは本来、ほかだと区が担うものであって、区の公務員がやって、それを民間は収受して、細かいお話になってしまうのですけれども、収受するのはもちろんすこやか福祉センターの直営の職員の方がやっていますけれども、そこに委託されている者として人員を割いているのが、すこやか相談支援事業所なのですよね。もっと、本当に相談支援自体の事業とかに取り組めると、また変わっていくのではないかなというのが私の感じているところなのですけれども。

○小澤部会長

どうぞ、中村委員。

○中村委員

今、北垣委員からのご意見を聞いて思い出しましたけれども、自立支援協議会からの意見についてという2ページのところに、入所施設や精神科病院からの退院促進における地域移行・定着支援というところについて少し書いているのですが、やはり「これまでの待機者を積極的に進める必要がある」ということは十分理解できた上で、「実際には、移行する際の相談支援体制の充実」、まさに今のご意見なのですけれども、「社会資源へのつながりの役割や地域で受け入れる支援体制、社会環境など、どこが（誰が）、どうやって、どの支援施策で地域移行・定着を実現するのか、これが最大の課題」ということで、可能な範囲で具体的に示せないかという意見を出しているのですね。ですから、今の話に通じる話ではないかなというふうに思いました。

○小澤部会長

上西委員。

○上西委員

では、すこやかのところに関連して言います。

本当にいろいろなケースが来ます。田舎のほうから出てきてご本人だけがお一人で暮らし、お薬は田舎のご両親が融通しているとか、本当に地域の中で生きていく障害をお持ちの方の大変さというのを、すこやかの相談員のほうに聞いています。

本当にすこやかが三障害を一手に相談を受けるというのは、非常に専門性という意味で、1人の知的障害の分野だけでもこれだけ奥が深い部分があるのに、様々な三障害プラス地域で起きるいろいろな事件に近いようなものまで、相談員1人の人が全部パーフェクトにできるかといったら、非常に難しいのではないかなというふうに採用側のほうとしては思っております。なるべく子どもに強い方、知的に強い方、精神に強い方というふうに配属はしているのですけれども、求められる深さが本当に、それで専用窓口があります。窓口の仕事というのも非常に広くて、深いというのを感じております。すぐ来てできるものではなく、マニュアルもそのときそのときが変わって、制度も変わり、いろいろなものが変わる中で人員配置を精いっぱいしますけれども、それが区民の方たちのご要望に合うようなものなのかという限界もあります。私は中野区民で障害を持った子どもの親ですので、もう成人ですけれども、そのイメージと、すこやかのほうを担って、相談業務を担ってやっているものの、その乖離というのが、正直なところありまして、なるべく埋めるようにこの5年間やってきましたけれども、専門性というのは、親やご本人のほうで、やはりそこをピンポイントで持ってくると、非常にレベルが高いものを求められるということだと思っております。ですので、少し相談支援体制自体の整理というのが必要なような気がいたします。

中野東中学のところに児相が来たのですかね。児相の職員さんは、学校もあり児相もあり、それからすこやかも絡み、保健師さんも絡みというふうに、皆さん連携がとれてやれるのですけれども、やはりこれは違うというか、先ほど、たらい回しではないですけれども、あちらに行ったらこちらに行ったらという、この大変さというのを持っているお子さんのほうからも、ものが増えていく、支援が増えていくというのはありがたいことなのですけれども、なかなか解決に至らないというのが現状だったりいたします。

計画事項とはちょっとずれた発言になりましたけれども、現実はこのようなことなので、お伝えできればと思います。

○小澤部会長

ありがとうございました。

多分、私の理解では12ページから13ページにかけて、先ほどの自立支援協議会の提案、意見書のところがかなり大事だと私は、中村委員がご指摘したとおりで、訪問する際の相談支援体制ということの記載事項がないといけないだろうと。考えてみたら、先ほど私、普通の3層の相談体制の話をしていたのですけれども、ここは相談と言えば地域相談支援という領域なのです。だから、それが記載されていないので、項目として起こす必要があるだろうと、これは絶対必要ですね。地域相談支援、そして付随事項として自立生活援助、地域定着支援と、これは三大話になっているのですよね、この話。その政策が実はうまくいってなくて、なかなか思っているような機能をしてくれないという、それが現実なのですけれど。そうは言っても一応似た市場は必要ですね。今のご指摘で思ったのですけれども、これだけ見ていくと入所施設の話だとか、その他グループホームの話とか資源の話とかでも、それらの間をつなぐ話が全然出ていなかったというのは、いろいろご指摘した中身を受けて、必要だろうなど。それは自立支援協議会の指摘事項の中に明記されていますので、「移行する際の相談支援体制というのも充実すべき」というところを加えていただかないといけないということです。今ご意見いただきながら、実態の大変さは、多分これは中野区だけでなく、えらい大変だとは思っているのですけれど、できればこの報告書の中ではそういったところを起こして、入れてもらったほうがいいと思いました。

事務局、何かありますでしょうか。

○辻本障害福祉課長

8月15日の当部会におきましても、様々なご意見いただいております、その際にも資料を出させていただいているところがございます。そういう意味では、編集の過程で抜け落ちた部分もあろうかと思っておりますので、再確認して検討していきたいと思っております。

一言、精神につきましては、せせらぎが今、相談を受けているということなのですが、ご案内のとおり平成31年にippukuをオープンさせておまして、こちらのほうにも今回、様々な取組内容を記載しているところなのですが、地域移行プレ事業でありますとか様々な組んでおりますので、そこは区としても力を入れていきたいと考えているところがございますので、ご理解をいただければと思います。

○小澤部会長

ありがとうございました。

地域相談というのを、精神も同じですので、このあたりをきちんと位置づけて、多分それぞれ仕組みが異なる可能性がありますけれど、一応制度設計上はほぼ同じデザインですので、そのあたりちょっと入れていただいたほうがいいかなと思ったところがございます。

あと、これはこの報告書に直接関係ないのですけれど、地域生活支援拠点、13ページ以降の議論で、これは私が報酬改定チームに入ってから、プラスアルファの情報として聞き流して結構なのですけれど、一番要望が高いのはコーディネーターの配置加算なのです。だから、これは多分、地域支援拠点とは何者かと言ったときに、5つのマネジメント機能というのが最も重要だということは、8月いっぱいかけて50団体ですかね。日本を代表する50団体のヒアリングが行われまして、先日まとめの会議が行われて、そのまとめ資料が大体どんな地域支援拠点ではどんな指摘事項があるということを見ていたのですけれど、圧倒的に多い指摘事項は、コーディネーターを、加算をもってし

てきちんとした人を立てるべきであると、そういうのが団体からの指摘事項はすごく多かったのですが、その意味ではそういったことを、書き込む必要はないのですけれど、一応意識をされたほうがいいかな。要するにコーディネーションとか地域をマネジメントするみたいな話も。そうしないと多分、地域生活支援拠点だけだと分かりにくいのと、緊急ショートと置き換えて聞く人も結構いるものですから、そのあたりが少し補足です。国のほうの審議はこんなふうになされていますということです。

何か事務局ありますか。

○辻本障害福祉課長

今、部会長にご指摘いただきましたコーディネーターにつきまして、13ページの(2)の①の3行目に記載させていただいているところがございます。

○小澤部会長

上のほうですね。精神科の話です。

○辻本障害福祉課長

はい。

○小澤部会長

ただ、これは地域支援拠点のほうでの議論なのです。上の話は精神科の地域コーディネーターです。地域支援拠点も、実はコーディネーション機能というのがあるのです。

○辻本障害福祉課長

大変失礼いたしました。8月15日の当部会の資料には、地域生活支援拠点、今後はコーディネート機能の担い手の確保及び人材育成を図る必要があるということは記載をさせていただいておりますが、ここはまた、改めて検討させていただきたいと思っております。

○小澤部会長

あくまで国のほうで、そういう審議の中で要望が強かったということで、多分それらは今後の報酬とか、加算とかというふうになんかちょっと影響が出てくる話なので。そのようなのは単に追加情報です。ただ、そこがかなりこの議論の要になっているということ意識していただくといいかなというふうに思った次第です。

よろしいでしょうか。どうぞ中村委員。

○中村委員

相談支援体制についてもよく読むと、最後の②のところに書いてあるはあるのですよね、確かに。「基幹相談支援センターや地域の相談支援機関を中心に、事業所等がそれぞれの役割を果たし」。かなり大雑把な書き方になっているものだから、もう少し踏み込んで書けばいいかなというふうに思いながら読んでいたのですけれども。実際に「サービスの調整を行っており」というふうに書いてしまっているものだから、既に充実しているように読めてしまうので、やはり課題は課題として、少し踏み込んで書いていたほうがいいのかと思いました。

○小澤部会長

ありがとうございます。

ここの部分が、(3)、13ページの、要するに地域支援拠点という見出しで記載されていますので、この読み方だと、地域支援拠点のコーディネーション機能を基幹センターが担うという文脈をとるわけです。だったらそれで僕も理解できるのです。要するに先ほど上のほうの(2)とか、(1)のところと一緒に読まれると困って、あくまで(3)というのは地域生活支援拠点という独立した話なのです。その法改正があって、市区町村には努力義務化を図ったということであって、それは、地域生活支援拠点というものに対してなので、深く読めば地域移行にも関係する、親亡き後の問題とか全部関係するのですけれど、一応制度設計上の見出しなので、地域生活支援拠点として読み取りますので、そうするとその中に基幹センターを位置づけるべきだと。僕はこの提案は賛成なのです。基幹相談支援センターは本来そうあるべきなので。何かそういうふうに読み取りますので、そのあたりがポイントだと思うのです。

これはあくまで制度の話だし、多分国のほうの計画策定指針も地域支援拠点は、その地域支援拠点という見出しの中で出てきたのだと思うのです。そんなところだと思います。よろしいでしょうか。

そうしましたら、これも尽きなかったのですけれど、次の4番にいて、また必要に応じて全体でご意見出させていただくので。あと4番と児童が残っていますので。

4番は就労ですね。就労に関しましていかがでしょうか。

こちらは参考までに申し上げますと、就労はまだ、今回の報酬改定でも実は就労自体は結構後ろに1年間ぐらいずれるということで聞かされているので、ほかのよりは、議論はゆっくりした感じですね。正直言いますと、ここに出ている就労選択支援など、全く何が、まだ見えていないと、全くもって見えていない。

○中村委員

アセスメント事業になっているのですか。

○小澤部会長

就労選択支援。そうですね。令和7年10月からということは聞いています。来年の令和6年4月ですよ。だから令和7年10月からと聞いておまして、要するにそのスピード感というと、ちょっとよく分からないところがまだ潜んでいるということです。ただ、ある程度分かるところは、ここに記載されていることはある程度分かることなので、それは、議論は大丈夫だと思います。これも参考までですけれど。

いかがでしょうか。これは中村委員から発言していただいたほうがいいのかもしいかなと思います。

○中村委員

ここも少しあるのですけれども、最初の冒頭の文章のところ、雇用促進法の改定による書きぶりが、雇用率にカウントされる、算定できるようになるというようなことが書いてあるのですけれども、この書き方が、「週10時間以上の就労も実雇用率に算定できるようになり」、これだとちょっと分かりにくいので、「週10時間以上20時間未満」と、正しく書いたほうがいいかなというふうに思います。

それと、実雇用率に算定できるというのも「0.5人」というのも加えたほうがいいのかないかなというふうに思いました。

それから、その下のところで、国の障害者基本計画の紹介があるのですけれども、農業分野での障害者の就労支援、農福連携のことが書かれているのですが、国の計画とはいえ、これもこの場で私、質問したことがあると思うのですけれども、農福連携は中野区でやれるのですかという話があって、ここに書いてしまうと、この事業に興味のある

人は期待感を持つと思うのですね。だから中野区でもし取り組めないのであれば、国の計画は紹介したとしても、「中野区では農福連携については少し検討が必要」だとか、なかなか進みにくい部分についても書いていただいたほうがいいのではないかなというふうに思いました。

それから（１）の「就労機会の拡大」のところなのですけれども、いわゆる法定雇用率、最後の部分で「法定雇用率引き上げに向けて、企業等との連携を進めていく」。これは就労の機会の拡大というのは十分理解できますけれども、例えば中野区の障害者福祉事業団が実施できるかどうか分からないのですけれども、企業に対する雇用に関する助成金が結構新しくできましたよね。相談窓口とか相談会を開催する事業者に対しては60万円を助成するとか。そういう助成金の話も、少しインセンティブを与える意味で、どこまで詳しく書くかはあるのですけれども、企業がそういう機会として捉えられるような相談窓口とか相談会というようなことについても、少し記述してもいいかなというふうに思いました。

それから15ページの①のところなのですけれども、真ん中辺ですね、「利用者の高齢化、重度化」。これは自立支援協議会の意見の中にも書いたのですけれども、ちょっと私の書き方もまずかったなというふうに思うのですが、重度化が進んでいって、B型事業において工賃向上につながりにくいという側面があるのですね。ですので、具体的に、「進んでいるために、工賃向上が難しくなっている」ということを言った上で、「継続して受注改革を行う」という前に「適性に配慮した受注開拓を行う必要がある」と。要するに重度化、高齢化に対する対応をしっかり適性に配慮した受注拡大改革を実施したい、必要があるというような書き方にさせていただければと思いました。

それから最後の部分に「伝統工芸職人との協働」というのは、私も聞いたことがあって、東京コロニーも少し検討した時期が実はあるのですけれども、伝統工芸職人は中野区内に結構いらっしゃるのですよね。ですから、福祉の分野と連携していくとか、そういう工芸のニーズが職人のほうから具体的にあるのかということを確認した上で、少し書いたほうがいいのかな。もしなければ、かなりここは実現が難しいと思うのですよね。成功事例が各地にあって、伝統工芸を一緒につくっていったり、かなり大きな事業で展開している自治体もあるようですけれども、ちょっと検証したほうがいいのではないかな。「実効性を検証していく」ということで書いてありますけれどもね。期待感をあまり持たせて実現できなかったときにショックが大きいかなと思って発言しました。

以上です。

○小澤部会長

ありがとうございます。

ご指摘の中身は、農福連携とか伝統工芸とか、いろいろアイデアとしては非常に興味深いけれども中野区としての実現可能性も含めて、国が言っているからということではなくて、中野区としてどう考えるかをきっちり、前提に立ったほうがいいだろうというご意見でございますので、これは表現や中身を検討していただけたらと思ったところですが。事務局、何かありますか。

○辻本障害福祉課長

書きぶりについては、ただいまいただきました意見を踏まえ、検討させていただきたいと思います。

1点なのですけれども、中村委員はご存じのことで恐縮でございますけれども、国の企業支援ということでかなり充実してきているというふうに認識してございまして、今、区で実施しておりますのは、企業が実習を受け入れたときに、奨励金を支給するという

ことをごさいます。国がかなり手厚いということ、中野区としてはそういったところに力を入れているということをごさいます。

また伝統工芸につきましては、模索しているところをごさいますして、書きぶりをさらに検討させていただきたいと思っています。

○小澤部会長

ありがとうございました。

就労に関しましては、国のほうの動きだけ一言申し上げますと、これは担当官から聞いている話なのですが、A型事業所でもB型事業所でもかなり意識がありまして、要するに工賃とか最低賃金とか、メリハリをつけた報酬改定ということを意識したときに、本来の目的の工賃を上げていくとか、そういう努力を惜しまないところと、必ずしもそうではないところとは差別化を図りたいとか、そんなことを聞かされておりました。そんなことを考えると「工賃向上につながる取組が必要」だという、こういう表現は非常に大事な表現だと。国の方針にも合致していて、大事な記載事項かなと思っている次第ですので、この就労に関してはかなり厄介な問題というふうに、私はいろいろな会議の前の事前説明のときにさんざん聞かされていますので、その意味でいろいろ書きぶりも、前向きないい話を、工賃だとか、あるいは事業所の取組とか、それがあると大変ありがたいと思って聞いておりました。

○中村委員

ここで議論する話ではないのであまり言いたくないのですが、報酬改定のその議論は、私はすごく違和感を感じています。工賃の実績によってメリハリをつけるという方向性で考えられていると思うのですが、やはり工賃を上げられないような、かなり重たい人たちをB型で支援しているという側面があって、それはいわゆる就労継続のB型の中で別のジャンルとして前回、構造的につくられたのですが、そういうところへの評価というのはやはり必要だと思うのですよね。ですので、計画には関係ない話ですが、意見として言わせていただきました。

○小澤部会長

ありがとうございました。

私も就労のことはそんなに詳しくはないのですが、そこはかなりな思いで取り組みたいという話は聞かされているので、いろいろな影響が出る渦中かな。ほかのところはそんなに、私の関わっている相談支援とかそういうのはそれほど全く一致して、もうとにかく課題が多いのでやるしかないのですが、就労に関してはいろいろと意見が分かれているところですので、それもあって就労選択支援問題も結構後ろにずれているという感じです。これはもう、結果的には直接関係ありませんが、そんな状況です。

ほかに就労絡みで何かございませうでしょうか。よろしいでしょうか。

できればできる、できそうだとすることを中心に書いてくださいというお願いごとだったと思いますので。ここに書いてしまうと、確かに非常に責任を伴うし、かつ魅力的なアイデアだとやはり実行していただきたいと思いますので、その意味では全くアイデアがないのもちょっと寂しいですが、基本的にはある程度バランスをとって記載していただくと、就労のところは非常にいい方向で打ち出せるのではないかとしたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

そうしましたら、もう1つ残っております。こっちを先にやった後で全体の議論に入りたいと。

もう1つが実は「障害児施策」ということで、これは第3章を通して、3つの柱立て

がありまして、それぞれ議論が必要なのですけれど、時間の都合でこの3つを合わせて議論というふうに事務局からお伺いしています。

1番目の柱が、障害や発達の課題のある子どもさんの地域社会への参加とか包容、インクルージョンを進めるという問題です。具体的な中身はここに、中野区版児童発達支援センター機能ということとか、あとライフステージに応じた集団生活の適応の支援とか、(3)が保護者とか家族、介護者への支援。

2番目の柱立てが、いわゆる通所のところですね。通所に対しての支援ということで、こちらのほうも3つの柱が出ておりまして、通所支援事業、そして重症心身障害児とか医療的ケア児の通所・通園の問題ですよね。それから障害児相談支援という3つの柱で来ております。

最後のところは、3番目は医療的ケア児の支援が特出しされていまして、そのところにおける包括的な支援体制というところで、こちらのほうに関しましても、2つの柱という形で20ページということまで終了になるのですが。

これに関しましては、1、2、3、合わせて、多分医療的ケアになってくると、1番目の話と2番目の話も全部つながってくる可能性がありますので、これは併せて3章として取り組む、意見をいただくという形です。この3章部分はどこからでもご意見、あるいはご質問ありましたらお伺いしたいと思います。

いかがでしょうか。

私のほうから1点。最初の16ページのところで、中野区版児童発達支援センターという、この「中野区版」という意味なのですけれど、これはやはり中野区としての独自の展開をしてきたという意味合いが入っているという理解でよろしいでしょうか。

○大場障害福祉サービス担当課長

おっしゃるとおりでございます。中野区は建物がない状況でございましたので、その機能をどういうふうに生かしていくのかというところで、中野区版というふうな形で進めているところでございます。

○小澤部会長

ですので、こういうのは意外と、注釈57番だから、「中野区」という修飾語を知らない人は、やはり「中野区」のこの修飾語の意味に興味を持つわけですけど、もう1つ、児童発達支援センター、国のほうで相当な見直しが入りましたよね。それとの関係の中でも中野区版という修飾語は生きています。こういう理解でいいのかどうか。そこは何かこういうのは、「何とか版」とよく研究者が出すと、相当勝負しているという感じなのです。要するに普通はそう読み取ります。そうでない限りは普通に出さないのです。そこがやはり非常に注目度、私のような者だとやはり注目しますよね。何かあるというのか、注釈57番だと、そんなにクリアではないので、何かあるといいかもしれないです。中野区の歴史性とか、これまで取り組んできた実績やその他の中身とか。何か事務局ありますでしょうか。

○大場障害福祉サービス担当課長

今の障害児計画の中にもこの表記をしています。「中野区版児童発達支援センター機能」というふうな形で記載させていただいていますので、それを踏襲した形で今回出ささせていただいているというところなのですけれども、今、部会長おっしゃったように、何かしらの補足というところを、最後のところに入れ込むのかどうかも含めて、考えさせていただければなというふうに思っております。

○小澤部会長

注釈57番を読む限り、今、児童発達支援の通所、いわゆる「あり方検討報告書」というのを出すので、そこで児童発達支援センターを、福祉型・医療型、そういったものを一切なくして一元化して、その代わりにここに書いてあるとおりで、全体調整とか、あるいは地域の総合相談機能とかというのが打ち出されているというのが今、国の流れです。そういった状況を含めて、中野区は先駆的だったけれども、国の言わんとしていることとあまり変わらなくなっているのかどうかという、私の意見の中にはその意味も入っていたのですけれど。そこは、それでも中野区固有の取組がやはりきっちりあるのという意味であればもちろん、このまま行っていただければと思うのですが。今、国のほうもかなり、あり方検討で相当変えてきています。そここのところがちょっと気になったというだけです。

よろしいでしょうか。

私のほうから1点、最初に、冒頭そんなコメントをしてしまったのですけれど、ほかにかがでしょうか、

○中村委員

17ページの子どものライフステージごとに支援の充実を図ることが重要であるというふうに触れていただいたことは、いわゆる教育部分が少し遅れているというか、取組がしっかりできているのかなという思いがあったものですから、自立支援協議会の意見の中で書かせていただいたことを「ライフステージごとに」という表現で取り上げていただいたのかなというふうに思って、それは大変ありがたいと思いました。

一方で、放課後等デイサービスの事業所が、利用者は増加しているのだけれども追いついていないという指摘をさせていただいた上で、いわゆる学童保育と一緒に包括的な支援の場所というような意味合いで連携することはできないかという意見を書かせていただいているのだけれども、それは可能性がなければもう書けないと思うのですけれども、検討していくことは考えられないでしょうか。

以上です。

○小澤部会長

事務局いかがでしょうか。

○大場障害福祉サービス担当課長

第2回の障害部会におきまして、放課後等デイサービスのことにちょっと触れてお話しさせていただいて、平成27年度から令和4年度まで14から28、倍に増えているという状況をご説明させていただきました。その間は、数は増えていたとしても、それぞれの民間事業者、定員が少なかったり、あとはもともと放課後等デイサービスというのは、障害児の放課後の居場所という機能もありながら、本来は生活訓練の場というようなところもあります。ただやはり障害のあるお子さんをお持ちの保護者の方の就労が増えている中で、放課後等デイサービスしかなかなか受け皿がないと言っている中では、本来であれば、子どもの居場所、親の就労支援という立場からいくと、放課後等デイサービスだけでなく、やはり学童クラブであったりとか、ほかの居場所というところは考えていかなければいけないというところは認識しております。

まだ具体的に区としてどういうふうな施策というところまでは至ってはいないので、今後そういった視点というところは、私たちからも投げかけかけていきたいというふうに思っていますし、区としても、障害児の放課後の居場所、過ごし方というところは踏まえて検討していかなければいけないというところを、今回この中には書

いていないのですけれども、思いとしてはあるところでございます。

○小澤部会長

よろしいでしょうか。

ほかに障害児の部分。どうぞ北垣委員。

○北垣委員

実際、今の補足みたいな形になりますけれども、中野区は障害児の、学童クラブは小学生までは受け入れるようにということで、かなり学童クラブを利用されている方もいるのですが、今までここで、うちのケースとかでも問題になっているのが、中学生が学童というのはなくなるので、中学から放課後等デイサービスを利用せざるを得ないという形になってきて、実際受け入れられるところがあるのだろうかというのが、また新たに出てきているというところもあります。

ここで保育所等訪問支援を充実させることによって、多分学童クラブへのアドバイスとかというのもしていき、広げていくということもあるのだろうかというふうに思うのですけれども、中野の仕組みとしての中学生以降の、働く親子さんの区分というのがやはりちょっと課題であるのかなということが1点。

あと、(2)の②の「関係機関の連携による支援」というところで、「幅広い相談支援体制を構築すべき」というところではあるのですが、具体的には、必要があるのだけれど、何か具体策があるのかとか、相談支援部会というのもあったのですけれども、児童のワーキンググループの中から、昨年度まとめて提案させていただいたこともありますが、やはり学校との連携というのがとても必要で、その中でそういう相談支援の場と学校とかが話し合う機会をつくれぬのかというお話も出ていて、集団生活への適応のための支援の中で、相談支援事業所と学校とかが話せる仕組み、すこやか福祉センターと学校が年に1回ですかね。定期的に会議を設けているということなのではけれども、もちろんたくさんさんのケースがあって短い時間でお話もあって。実はそこに参加させていただけないのかというお話もしたのですが、長時間で自分のケースではないケースとかの話もするので難しいということだったのですが、何か大事な小中学校、高校になっていく時期を、学校との連携がしやすい仕組みみたいなのを、このライフステージの中のどこに入れてくるのかなというのが質問で。どこにそれがかかってくるのでしょうか。

○小澤部会長

結構、大事なご意見だと思ひまして、よくこういう会議には教育委員会がいたりする自治体もあります。今の報告書の記載事項と、それから今のご意見、どういうふうに。何か事務局お考えがあれば。あと教育の問題がすごくあるのですよね。本当に一番難しいなと思うのですけれども、よろしくお願ひします。

○大場障害福祉サービス担当課長

後半からの質問にお答えする形になるのですけれども、関係機関の連携による支援ということで、先ほどの北垣委員から具体的な取組が何かというところの明記をしないで、こういった課題があるよというふうなところで書かせていただいております。

ただ、実際のところ、今委員おっしゃったように、学校とすこやかの連携はあったとしても、学校と障害児相談支援事業所とか、まずそもそも学校の先生が、障害児相談支援事業所は何の仕事をしているのかとか、いろいろな施設がどういうことをやっているのかという情報がないというところがまず現実としてあるので、そういったところを知ってもらふチャンスというところで連携を深めていくというところ。誰がこのイニシア

チブをとっていくのかという問題はあるのですけれども、そこはもう関係機関の連携というのは、ただありきたりの決まった連携だけではなくて、いわゆる違う人たちを知ってもらうチャンスをつくっていくということも踏まえた上での関係機関の連携というところがこの中には含まれているので、少し足りないのかなというところがあるのですけれども、ここについては、足すのか、そのまましていくのかというところは検討させていただきたいというふうに思っています。

当然、ライフステージに応じた集団生活というところでは、それぞれのところでサービスが切れてしまったという問題がありますので、その部分の連携をどうしていくのかというところは重要な課題だと思っています。

医療的ケア児の中でも、ちょうど18歳の切れ目のところでどういうふうな支援をつないでいくのか。学校から就労に関わる問題になったときに、どういうふうに支援していくのかというところに、大きなライフステージのつながりというところもありますので、それを踏まえた上で、いわゆる継続した支援というところを踏まえて書いていますので、ライフステージというところはそこを意識して書いていますところでございます。

最後に、中学生になってからの放課後の居場所というところなのですけれども、本当に委員おっしゃるとおり、放課後等デイサービスしかない状況でございます。放課後等デイサービスであっても、増えていっても、定員が決まっていって行きたい日数が行けないという状況であったりするということが把握しております。

その中で、放課後等デイサービスを増やしていくというのも1つの手ではあるのですけれども、果たしてそれだけで解決できるのかという問題があります。そうすると、今移動支援のサービスなのか、それともまた違った居場所をつくってやっていくのかというところも課題としては必要かなというふうに思っています。

これは中野区だけではなくて、ほかの自治体とかでも、やはり中学生の障害のあるお子さんの居場所というのを、どう展開していくのかというところも必要だと感じておりますので、今回の計画の中で、こちらのほうには書いていなのですけれども、課題としては認識しているという状況で、何かしらの形でできないのか、どういった形だったらできるのかというのは、今後様々な機会を検討を進められたらというふうには考えております。

○北垣委員

ぜひ、報告書の中でも一文、何か書いていただけるといいと思います。必要があるというところでも、記載をしていただければいいかなと、その居場所ですかね。お願いします。

○小澤部会長

よろしいでしょうか。

先日、僕が所沢というところに行ったら、中高生向けの放課後デイサービスがあると。あまりそういうイメージなかったのですけれど。今のお話を聞きながら、やはりニーズは相当あるのだというのは改めて認識しましたし、そうなってくると、従来の放デイというイメージよりもまた別のイメージを持って、その意味では居場所でも十分それが代わりになり得るかということであるならば、そんなようなのも1つの方策ですよ。それは多分、さっきの地域福祉計画なども、最近では居場所とか重層的な体制整備事業の中でも、相談ではなくて重層体制整備ってありますよね。あれの中に居場所ってたしか入っているのですよね。なので、そのあたりがうまく書きぶりで出てくるといいかなと聞いていました。ありがとうございました。

そうしたら、今日はそうやって意見をお伺いするような状況で、かなり時間が押して

しまいまして、冒頭に申し上げましたように、本日まだ意見が尽きないと思いますので、今もし、まだこういったところを、仮に反映できるかどうかはちょっと置いておいても、やはり入れていただくとありがたいとか、あるいはこういったところの考え方、書きぶりはこうしてもらったほうが良いということがございましたら、明日の5時ぐらいまでに何らかの形で、メールでも、ファクスでもご意見をいただければ。十分反映できないかもしれませんが、できる限り参考にして、26日の報告書の中に盛り込んでいきたいというところがございますけれども、よろしいでしょうか。そのような扱いをさせていただきたいと思います。

いろいろと書きぶりとか、あと読んでいてなかなか読みにくいところとか多々あるのですけれど、それはこの報告書以降、いろいろな形で交通整理をさせていただくということで進めてさせていただきたいと思います。

取りあえず26日向けの報告書は、大幅な変更は難しいだろうとは思っています。ただその中であってもこの項目を入れたら、最近のことは、幾つかは出ていますので、そういったところを中心にご意見いただければ対応できるものはしようというふうに考えてございますが、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

そうしましたら、そのような形で取り組ませていただきたいと思います。

時間が本来、もうちょっと早めに進める予定でしたが、中身もボリュームがすごくあったということもありますけれど、やはり意見がまだまだ尽きないかと思っておりますけれど、そのような形で進めさせていただきたいと思います。

そうしましたら、あとは「その他事項」ということでございます。

これは事務局の方何かありますでしょうか。

○辻本障害福祉課長

部会報告書は部会の意見ということで集約させていただいているところなのですが、日が限られているということで本当に恐縮でございます。

ただ、今後は11月には計画素案ということで、意見を踏まえた素案という形でお出しさせていただく。これにつきましても、当然また部会でいろいろご意見を賜りまして、計画に反映できるところは反映していきたいと思っておりますので、その点はご了承いただければと存じます。

以上でございます。

○小澤部会長

そうしましたら、あと事務連絡事項ということで、次回のアナウンスかと思いますが、事務局よろしくをお願いします。

○辻本障害福祉課長

今回は全体会ということで9月26日ということでございます。

また第6回障害部会は11月14日に開催ということでございますので、よろしくお願いいたします。

○小澤部会長

ありがとうございました。

私の経験から言いますと、障害のこの事業は他の部会の皆様には大変分かりにくくて、なぜかというとなかなか複雑なのです。もちろんほかの制度も複雑ですけれど、輪をかけて複雑な背景が潜んでいることが多いものですから、その意味ではいろいろと質問や意見が出たときにも、皆さんのほうから必要に応じてご発言やご意見があるとありがたい

かなと。制度設計が細かすぎるという問題もあるのですが、なかなか普通の区民の方が理解するには相当に難しいところがいっぱい出てきているという感じですので、ぜひ次の全体会では区民目線で、幅広くこの4つの計画がどういう状況になっているかということを知った上で、またこちらの部会に戻って反映させたいというふうに思っている次第でございます。

よろしいでしょうか。

以上で、本日ここまでにしたいと思います。

――了――